

## 1. 払いすぎの年金の減額は来年10月から

衆院厚生労働委員は、過去の特例措置により本来よりも高くなって払いすぎとなっている年金支給額を 2.5%減額する国民年金法改正案の修正案を民主、自民、公明3党などの賛成多数で可決しました。改正法案は今後衆院本会議で可決して、参院に送付され、今国会で成立する見通しです。年金の金額は本来には前年の物価の増減などに連動して決まりますが、00～02 年度には物価が計 1.7%下がったにもかかわらず高齢者の反発を懸念して特例措置により年金額を据え置きました。今ではこれが膨らみ本来の水準よりも 2.5%高くなって支払われていて、改正法案はこれを解消ものです。

支給額の引き下げは、来年 10 月分から 1%、2014 年 4 月分から 1%、2015 年 4 月分から 0.5%をそれぞれに減額する 3 段階でおこなわれて本来の支給水準に戻します。当初の修正案では半年刻みで減額する方針でしたが、消費税率が 2014 年 4 月に 8%に引き上げられる直後の 1 年間に 2 回にわたって年金を減額することに対して異論が出たために、3 回目の減額時期を半年遅らせることになりました。もともと、払いすぎの年金の減額は、本来であれば今年の 10 月に始まっている予定であったものが、審議時間を確保できずに成立を断念したといういきさつがあります。年金受給者に対する配慮は当然あってしかるべきではありますが、10 年以上にわたってすべきことをしないで先送りにした挙句に、さらにこのような選挙対策とも捉えられかねないような配慮をすることを見ると、この問題に対しては与野党を問わずに罪は重いでしょう。もっとも、これは年金をまだ受給していない筆者ならではの見方で、もう年金を貰っている人から見れば、払いすぎの年金は別に返す必要はないのですから、また別の見方となるのかもしれませんが。

## 2. 時間外労働削減の好事例集

時間外労働(残業)の削減は、過重労働による健康への影響や、月 60 時間超の時間外労働に対する賃金割増率が 50%に上げられた平成 22 年の労働基準法改正(中小企業は現在猶予措置が取られていますが)があったこともあり、看過できない問題であるものの具体的な対策の実施になかなか着手できないという企業も少なくないかもしれません。

厚生労働省は、時間外労働の短縮に取り組む企業の参考となるよう、時間外労働削減のための取組に関するアンケート調査(平成23年に実施)の結果と好事例を紹介した「時間外労働削減の好事例集」を発行しています。

事例は、運送業、食料品製造業、宿泊業、飲食業、印刷業の12の企業におけるもので、取組事例の分類を「労働時間関連制度・体制の整備」(残業の事前申請、ノー残業デー、労働時間の管理、人事評価制度、トップダウンの取組)、「業務の改善」(顧客への働きかけ、業務の平準化、社内業務の改善)、「従業員の教育」として、各事例でどのような取組がされたかを紹介しています。

事例をみると、業務効率向上の目標設定、ムダな作業の見直しなどの「社内業務の改善」、残業の要不要の判断や管理推進のための「残業の事前申請」の取組が多いものの、顧客への書類様式統一やコスト削減の提案といった「顧客への働きかけ」や、業務に支障が出ないように調整を行う各人ごとに設定する「ノー残業デー」導入などの取組もあります。全体的にみると、時間外労働削減に対するトップの決断、業務・作業の見直し、従業員への周知と意識改革がポイントといえます。時間外労働削減のためにどこから・なにから始めればよいか?へのヒントとして、本資料は有用ではないでしょうか。

厚生労働省「時間外労働削減の好事例集」→ [www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/120703\\_01.html](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/120703_01.html)



## 3. 年末年始休業のご案内

今年の年末年始休暇は 12/29～1/6 までとさせていただきます。

### ● 編集後記 ●

10 月と 11 月に高尾山にハイキングに行きました。高尾山は超観光スポット。特に 11 月の紅葉時期の込みっぷりはただごとではありませんでした。登山口のケーブルカーは 1 時間待ちだし、山頂は花火大会の会場並みの混雑ぶりでした。その混雑を避け、山頂を抜け、延べ約 5 時間歩き、影信山まで行きました。紅葉も山頂からの澄み渡る景色も最高! なにより、山で食べるお昼ご飯は格別でした。今度は、山頂で豚汁とかを食べられるようにバーナーを購入しようかと検討中です♪(秋山)

あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
 三鷹市下連雀 3-33-7-701  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士  
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)